

平成 28 年度
事 業 計 画 書

居宅介護支援事業

大津みやび野ホーム居宅介護支援事業所

1. 事業の内容

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業の指定 | 居宅介護支援事業 |
| (2) 事業の名称 | 大津みやび野ホーム居宅介護支援事業所 |
| (3) 事業所番号 | 2874007582 |
| (4) 施設の所在地 | 〒671-1146
姫路市大津区大津町1丁目31番111
TEL 079-236-8180
FAX 079-236-3180 |
| (5) 事業開始 | 平成26年4月1日 |
| (6) 管理者 | 岸 早春 |

2. 事業の目的

介護保険法令に従い、要介護状態にある高齢者に対し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、居宅サービス計画書の作成を行う。事業の実施に当っては、関係保険者（市町）、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス関係者及び事業所との綿密な連携を図り、総合的なサービスを提供する。

3. 事業目標

「利用者を中心とした専門的な支援を通して、利用者家族を含めた満足度の高いケアマネジメントを実践する」

各々の職員が介護支援専門員とは、対人援助職者であるという専門職としての自覚をもち、学び続けることで、利用者と地域、関係機関への貢献に努める。

- (1) 介護支援専門員として、医療、福祉、保健等各種サービスを総合的かつ効果的に提供できるよう、地域資源の情報収集や関係機関との連携の強化と事業所内並びに法人内での情報交換を図るため、事業所内と法人内の会議を原則、月1回ずつ行う。
- (2) 専門職としての価値観と倫理観が介護支援専門員の基礎となり、ケアマネジメントにおけるアセスメント、利用者理解の重要度を踏まえ、職員個々の経験値や課題に応じた外部と内部研修、学習会に参加する。
- (3) 利用者と家族の満足度の高い支援がかない、また、その実践を通して、職員自身も達成感を感じ、その思いが共有できるようなコミュニケーションと情報交換の場として、週1回以上、ミーティングを行う。

4. 事業の実施

- (1) 営業時間
月曜日～金曜日 9:00～17:45
(但し、業務時間外の電話相談については、転送電話等により対応する)
- (2) 定休日
日曜日及び祝日、年末年始（12/29～1/3）
(但し、電話相談については、転送電話等により対応する)
- (3) 事業実施地域
姫路市・太子町

5. 職員配置

職種	配 置 人 数			指定基準
	常 勤	非 常 勤	パ ー ト	
管 理 者 (兼 務)	1名	1名		1名
介 護 支 援 専 門 員			1名	
合 計	1名	1名	1名	

6. 職員の勤務体制

職種	勤務体制
介護支援専門員	通常 9:00～17:45

7. サービスの種類

- (1) 事業所独自のアセスメント方式による居宅サービス計画書の作成
- (2) 介護保険外サービス（宅配給食、福祉タクシーなど）や介護保険施設等の紹介
- (3) 要介護認定（新規・変更・更新）申請代行手続き

8. 職員の待遇

個人情報保護規程や倫理規程を遵守した支援を実践するなど福祉に携わる職員としての誇りと自覚、責任を持ち、何事にも前向きの姿勢で取り組むことのできる環境作りに努める。

施設内研修を積極的に実施するとともに、外部の研修会や講演会等にも参加し、幅広い知識や技術を身につけ、職員としての教養と品位を高めるよう努める。

労働基準法を遵守し、職員の健康保持及び管理には、充分に留意するとともに心身の健康増進を図るために、レクリエーション等を積極的に取り入れ、働きやすい職場、明るい職場、楽しい職場としての環境作りを推進する。

職員の福利厚生に努める。

9. 施設内職員研修

月	研修名	対象職員	研修担当
4月	コンプライアンス、理念について	全職員	統括事務長
6月	食中毒について	全職員	施設管理栄養士
8月	褥瘡について	全職員	施設看護師
10月	看取りケアについて	全職員	施設介護支援専門員
12月	排泄ケアについて	全職員	施設排泄委員会
2月	介護保険制度について	全職員	居宅介護支援専門員

特別研修

月	研修名	対象職員	研修担当
6月	リスクマネジメント研修	全職員	外部講師
9月	産業医研修会	全職員	産業医
10月	福祉サービス研修	全職員	管理者

10. 施設外職員研修

月	研修名
7月	近畿老人福祉施設研究協議会 研修会
未定	主任介護支援専門員研修会
随時	包括的・継続的ケアマネジメント支援研修会（年4回）